

通巻 60 号 June, 2023

# 日本通信教育学会報

Japan Association of Distance Education

## 目 次

・ 寄 稿 . . . . .	1	・ 理事会報告 . . . . .	5
・ 第 71 回研究協議会開催のお知らせ . . . . .	3	・ 会員・会員の声 . . . . .	5
・ 令和 4 (2022) 年度『研究論集』刊行のお知らせ . . . . .	3	・ 通信教育の動向 . . . . .	7
・ 令和 5 (2023) 年度『研究論集』投稿の募集 . . . . .	4	・ 通信教育のこの一冊 <sup>㉓</sup> . . . . .	8

## 寄 稿

### 3つの協会ガイドラインと大学設置基準等の改正

公益財団法人私立大学通信教育協会  
理事長 高橋陽一

公益財団法人私立大学通信教育協会では、既存の3つのガイドラインを、2022(令和4)年の大学設置基準等の改正に伴って、2023(令和5)年3月に改正して公開した。この3つのガイドラインの経緯をはじめ、ICT活用が常識になった今日の大学通信教育の展開を述べてみたい。

#### 1 3つの協会ガイドラインの経緯

1947(昭和22)年の学校教育法により従来は制度の枠外に置かれていた大学通信教育が法令上の根拠を得たことを受けて、1949(昭和24)年に本協会が大学通信教育協会の名称で結成され、大学通信教育の普及とその水準の維持向上の役割をはたしてきた。大学通信教育の水準については、戦後改革当初から、大学基準協会が制定した大学通信教育基準のみが政府に準用される基準として機能し、放送大学新設を見越した1981(昭和56)年の文部省令の大学通信教育設置基準へと移行した。また2002(平成14)年の大学の認証評価制度の準備にあたって、2001(平成13)年9月12日に文部科学省の中央教育審議会大学分科会大学院部会で通信制大学院と大学通信教育の評価機関のあり方について本協会の竹内昭理事長(当時)の報告があった。このように本協会を基盤とした認証評価機関の新設計画の動きもあったが、「分野別評価」は見合わせられて新設計画は中止となった。

しかし、大学基準協会をはじめとした認証評価機関への本協会からの協力や意見提示だけでは、十分な大学通信教育の特性に基づいた水準の維持向上の展開は制約がある。そのため本協会は、独自のガイドラインの制定へと動いた。これが、2005(平成17)年6月の「大学通信教育ガイドライン」である。このガイドラインは、「大学通信教育の水準の維持向上と発展」という目的を明示したうえで、「教育情報の公表や自己点検・評価の公正性」のために「基礎となるデータ」10項目をリスト化したことに特徴がある。

次に大学通信教育の4つの授業方式のうち、メディアを利用して行う授業(メディア授業、遠隔授業)は、水準維持のための法令の解釈と運用が難しい分野である。本協会非加盟の株式会社立大学の事例とはいえ、新聞報道や国会審議でメディア授業の水準に疑問が相次いだ。またICT技術とインターネットの社会的展開により新たな技術革新に対応した授業方式の革新も課題となった。こうして、「メディアを利用して行う授業に関するガイドライン」(メディア授業ガイドライン)が水準の維持向上を目的に2016(平成28)年3月に制定された。

さらに教員養成や研修において大学通信教育の果たす役割は、大きなものがある。2019(令和元)年7月18日の中央教育審議会教員養成部会では「社会人等による普通免許状取得について」の審議のため、本協会理事長を招いて「大学通信教育における社会人等の普通免許状取得について」の報告を受けた。この審議を受けて、本協会は教員養成のガイドラインとして「大学通信教育教職課程ガイドライン」を2021(令和3)年3月に制定した。このガイドラインも加盟校の自主的なものであるが、都道府県及び市町村の教育委員会の代表者や国立大学教員養成課程の教員を委員として招いて審議することで、ガイドラインの社会的公平性に留意した点が特徴である。

## 2 2022年の大学設置基準等の改正と協会ガイドラインの改正

2020(令和2)年からのコロナ禍は、同年春にはあらゆる学校等の対面授業が事実上中止となる深刻な状況となった。すでに、2018(平成30)年の著作権法第35条改正に伴う補償金制度により、あらゆる学校で著作物のICT活用が可能となっていた。しかし文化庁長官により補償金制度の指定管理団体とされたサートラスもとのフォーラムでは、本協会理事長もメンバーとして参加したが、権利者側と教育機関側の見解が一致しない状態が続いていた。しかしコロナ禍の事態を踏まえて同年5月には暫定的に補償金制度の運用を開始した。

通学制の大学においてもすべて授業科目をメディア授業で実施することが不可避となったことも事実であり、文部科学省もそのための特例等を通知した。しかし、この流れが、あらゆる学校教育を恒常的にすべて対面式の教育なしに行うことが可能であるという社会的主張を発生させることになった。

こうした問題について本協会は、メディア授業の水準の維持やICT活用の推進とともに、安易な通学課程授業のメディア授業振替の恒常化に警鐘を鳴らすことも含めて政策提言をおこなった。2020(令和2)年11月18日には首相官邸の教育再生実行会議の高等教育ワーキング・グループにおいて本協会理事長から「ポストコロナ期の大学通信教育」として報告を行った。さらに同年12月23日には中央教育審議会大学分科会の質保証システム部会で「ポストコロナ期の大学通信教育」として報告を行った。また『日本経済新聞』2021年2月22日朝刊にも「オンライン授業の質保証」として提言が掲載された。

こうした提言も影響を与えて、2021(令和3)年6月28日の教育再生実行会議の第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」においては、「遠隔・オンライン教育の推進」にあたって、通学課程のメディア授業60単位上限の撤廃は検討課題として保留となった。異例の注をつけて、「令和3年3月29日、内閣府特命担当大臣(規制改革)と文部科学大臣との間で、大学設置基準、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、令和3年度中に結論を得ることが合意されている。」と明示したのである。

これを受けて中央教育審議会では、質保証システム部会の議論が後続して、2022(令和4)年3月18日の中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」が発表され、「遠隔授業による単位取得上限(60単位)」は内部質保証のある大学に限った「特例制度」とする結論が示された。この質保証システム部会では、2021(令和3)年8月4日の会議で本協会のメディア授業ガイドラインが全文配付されるなど、本協会の提言が参照されている。

こうした教育再生実行会議と中央教育審議会の審議を経て、文部科学省は2022(令和4)年9月に大学設置基準等の改正を行った。大学通信教育設置基準改正では、ICT活用が従来の印刷授業にまで及ぶという本協会の提言を受けて、「印刷教材等による授業」の定義に、「印刷教材その他これに準ずる教材」に加えて「その内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し」という、インターネット活用の明示が行われたのである。

紙幅の都合でこれ以上の詳細を述べることは叶わないが、この基準改正を踏まえて、本協会は協会内に置かれた大学通信教育政策検討委員会の審議と加盟校の意見提言を受けて、2023(令和5)年3月に3つのガイドラインの文言を訂正して、2023年版として公開した。

※3つのガイドラインは以下に掲載されております。

<https://www.uce.or.jp/association/>

## 第 71 回研究協議会開催のお知らせ

下記の通り、第 71 回研究協議会を開催いたします。研究発表を希望する会員は、以下の要領でお申込下さい。

## (1) 研究協議会の概要

- ・日 時：2023 年 12 月 10 日（日）9：30～16：30（予定）
- ・会 場：横浜情報文化センター6階 情文ホール ※一部のみ配信を予定
- ・プログラム：①会長挨拶 ②特別・自由研究発表 ③シンポジウム

<シンポジウムテーマ> 高等学校通信制課程のゆくえー通信制高校はどこに向かうのかー（仮）

自宅での自学自習を中心とする「従来型」の通信制高校から、全日制・定時制高校と同じように毎日登校して授業や部活動、文化祭や修学旅行など現実の学校生活を強みにする「通学型」、さらには、オンライン授業を中心に、部活動や文化祭などもインターネット上で実施することを強みにする「オンライン型」まで、まさに「多様」な通信制高校が毎年誕生している。生徒や学校の「多様化」が急速に進むなか、通信制高校は現在、教育の質保障という大きな課題に直面している。例えば、「従来型」と「通学型」、「オンライン型」の通信制高校では、カリキュラムや登校（スクーリング）日数などに大きな違いがあることが予想されるが、教育の質保障の観点からは、それをどのように考えれば良いのか。また、それぞれの通信制高校の労働環境はどうなっており、学校教員は「多様」な生徒にどのように向き合っているのか。さらに、進み続ける通信制高校の「多様化」に対して、教育行政はどのように考えているのか。

本シンポジウムでは、このように「多様化」を極める高等学校通信制課程のゆくえについて、様々な立場からの登壇者を交え、参加者全体でその未来を展望していく。通信教育に関心を寄せる本学会関係者に加えて、中学校や高校、大学などの教育現場に携わる関係者や教育行政に携わる関係者など、幅広い参加者の興味関心に応えながら、それぞれの垣根を越えて広く議論したい。

コーディネータ：内田康弘（愛知学院大学）

- ・参加費：会員 無料 / 非会員 2,000 円  
※当日、プログラム終了後に情報交換会を実施予定です。

## (2) 研究発表の申し込み

- ・発表の種類：①特別研究発表（全体で 60 分程度）  
：発表 30 分、指定討論者によるコメントと討議 15 分、会場との質疑応答 15 分を目安
- ②自由研究発表（1 発表 30 分程度）：発表 20 分、会場との質疑応答 10 分を目安
- ・申込方法：発表希望者は、①氏名、②所属、③発表の種類（特別研究発表または自由研究発表）、④題目を下記期日までに事務局宛に電子メール（[jade.office.1950@gmail.com](mailto:jade.office.1950@gmail.com)）でご連絡下さい。なお、発表者数により上記の発表時間（コメント・質疑応答等を含む）に変更がある場合があります。
- ・申込締切：2023 年 8 月 31 日（木）
- ・発表要旨：研究発表が許可された会員には、追って発表要旨の執筆をお願いしますので、原稿（Word または PowerPoint 等の電子ファイル）をお知らせする期日までにご提出下さい。なお、要旨については枚数の規程があります。

## (3) 参加の申し込み

- ・10 月上旬にお送りするプログラムをご参照ください。申込はホームページからとなります。
- ・会場都合もあり、参加希望者は**必ず事前申し込み**をしていただくようお願いいたします。

## 令和 4 (2022) 年度『研究論集』刊行のお知らせ

令和 4 (2022) 年度『日本通信教育学会研究論集』が刊行されました。本号は、昭和 26 (1951) 年の第 1 号から通算すると、70 号となります。今回は、実践報告を含めた 3 つの論文カテゴリ（論文、研究ノート、実践報告）になってから 2 回目となりました。投稿希望（題目届）は 10 本、投稿は 7 本ありました。投稿 7 本の内訳は、論文・研究ノートが 4 本、実践報告が 3 本でした。投稿は高校と大学が中心でしたが、高校と大学にまたがったテーマ設定も複数見られ、新たな機運を感じられました。実践報告が 2 回目となるなか、実践報告の投稿が増えたことも実践者も多い本学会においては心強い限りです。査読の結果、論文、研究ノート、実践報告について、1 本ずつ掲載が決定しました。

特集は、研究協議会の内容をもとに「COVID-19 は通信制大学での学びにどのような変化をもたらしたのか？」について、2 名の論者に代表してご執筆いただきました。その中ではコロナ禍が大学に多様な意味で影響を与えていることが語られ、大学通信教育への期待が言及されました。変化する社会の中で、通信教育・遠隔教育への期待やまなざしも日々変化すると言えます。今後も、通信教育を研究する学会として、広い視野を持ち、かつ個別事例をしっかりと捉える取り組みも大切に研究活動がさらに進むことを願ってやみません。

（事務局長：石原朗子）

## 令和 5 (2023) 年度『研究論集』投稿の募集

下記の通り、令和 5 (2023) 年度『研究論集』への論文の投稿を募集します。投稿を希望する会員は、ふるってご応募下さい。

## (1) 題目届の提出

・提出方法：投稿を希望する会員は、下記期日までに題目等 (①氏名、②所属、③題目) を事務局宛に電子メール (jade.office.1950@gmail.com) にてお知らせください。

・提出締切：2024 年 1 月 8 日 (月)

## (2) 原稿の提出

・提出方法：期日までに事務局宛に電子メール (jade.office.1950@gmail.com) にて提出して下さい。

・提出締切：2024 年 2 月 29 日 (木)

## (3) 刊行日 (予定)

・2024 年 6 月 30 日 (日)

## (4) 留意点

・投稿に際しては、学会ホームページ掲載の「投稿原稿の執筆上の注意点」にある「投稿規定」「二重投稿の定義とその例外について」もご確認ください。

## 令和 5 年度『日本通信教育学会 研究論集』投稿規定

(2021 年 10 月 9 日)

- 1) 本誌が受け付ける論文・研究ノート・実践報告は、通信教育、遠隔教育等の論文としてふさわしく、一定の水準に達しているものとする。
- 2) 本誌の受け付ける論文等のカテゴリーは以下の 3 種類とする
  - a) 論文  
論文とは、通信教育に関する独創的な研究結果、新規的な方法・結果等で、通信教育に関する学問の発展に役立つ内容を、論理的かつ客観的に記述したもの、または通信教育、遠隔教育の実践に貢献できる問題提起と意義があり、通信教育、遠隔教育の実践を進展しうる独自の成果を、論理的かつ客観的に記述したものを指す。
  - b) 研究ノート  
研究ノートとは、論文に準じたものを指す。
  - c) 実践報告  
実践報告とは、通信教育に関して、実践の方法と成果を明確に記述したもので、通信教育の実践の進展に寄与しうるものとする。
- 3) 本誌に投稿できる者は、日本通信教育学会会員 (新入会の者は入会手続きを済ませた者) であり、当該年度の会費を納入している者とする。執筆者が複数いる場合は、内 1 名は学会の会員であることとし、投稿は会員が行うこと。
- 4) 論文等は、和文で未発表のものとする。
- 5) 執筆要領は以下のとおりとする。
  - a) 投稿論文は Word で作成し、A4 横書き、42 字×36 行で記載するものとする。見出しの前後には 1 行のスペース、小見出し、注、引用文献の場合は、前に 1 行のスペースを入れること。本文には氏名は入れないこと。
  - b) 原稿の枚数は、論文、研究ノートでは 17 頁以内、実践報告では 8 頁以内とする。論文の分量には、本文、図、表、注、引用 (参考) 文献等を含める (要旨は含めない)。
  - c) 論文、研究ノートにおいては、本文原稿と別に、以下を示した別紙を添付すること。  
①タイトル ②500 字以内要旨 ③5 語以内のキーワード
- 6) 投稿者は以下の送付物をメールにて日本通信教育学会事務局宛に送信するものとする。
  - a) 投稿原稿 (表紙を含む)：所属機関、氏名は記載しない。
  - b) 投稿票：題目届提出後、学会より送られる様式を利用すること。
  - c) 過去に目的・方法・知見の観点で類似する論文等を執筆・発表している場合、その論文等。
  - d) 上記 c) がある場合には、投稿論文におけるそれらとの共通点と相違点を記載した文書 (様式自由、1 枚以内)。
- 7) 論文等の投稿締切日は、当学会の定める日とする。投稿にあたっては事前に題目届を届け出るものとする。なお、題目届および投稿の締め切り日は別途、学会報および学会ホームページにて告知する。
- 8) 投稿論文の採否は、査読委員会による審査により決定する。論文および研究ノートについては、査読委員会による審査により種別を決定する。
- 9) 査読委員会は、役員で構成する。ただし、必要に応じて、会員中から適切な査読者を委嘱することができる。
- 10) 論文の著作権の取り扱いは、以下の通りとする。
  - ・『日本通信教育学会 研究論集』に掲載決定した論文等 (書評を含む) の著作権は、日本通信教育学会に帰属する。
  - ・論文等の投稿に際しては、著者 (すべての共著者を含む) は、掲載決定後の著作物の著作権が日本通信教育学会に帰属することに同意しているものとみなす。
  - ・著者本人が論文等の著作物を利用 (著者自身の出版物への掲載・転載、インターネット等による公衆送信、複製配布、抄録の作成など) する際は、日本通信教育学会に対して許諾申請や連絡をせず利用できるものとする。ただし、『日本通信教育学会 研究論集』と出典を明記し、掲載年度および頁を記載する。

令和 5 年度『日本通信教育学会 研究論集』査読基準

(2021 年 10 月 9 日)

研究論集の投稿原稿については、以下の査読基準にて査読を行う。

**1) 論文・研究ノート**

- (1)研究の意義：通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているもの。
- (2)独自性：先行研究や実践研究を踏まえ、研究テーマ、研究方法、資料などにおいて新規な成果をあげているもの。
- (3)論理性：提案や今後の課題を含め、論理の展開に飛躍や矛盾がないもの。
- (4)客観性：資料やデータの扱いが適切で、客観的な方法で分析しているもの。
- (5)その他：以上のほか、「論文」または「研究ノート」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

**2) 実践報告**

- (1)通信教育に関する実践として意味があること。
- (2)実践上の視点・方法・工夫などが盛り込まれ、説得力があること。
- (3)通信教育の実践の進展に寄与しうること。
- (4)以上のほか、「実践報告」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

## 理事会報告

### 1. 2022 年度第 3 回理事会報告

**【協議事項】**

- (1) 投稿規定違反（二重投稿）の疑いのある論文の取り扱いについて

担当理事から投稿規定違反（二重投稿）の疑いのある論文の取り扱いについて説明があった。審議の結果、当該投稿論文を二重投稿と判断し、掲載を取り消すことが決定された。周知の仕方、再発防止に向けた取組については引き続き継続して検討することとなった。

**【審議事項】**

- (1) 第 71 回研究協議会の開催について

担当理事から第 71 回研究協議会の開催について説明があった。2023 年度も田島理事が担当理事として第 71 回研究協議会実行委員会を組織し、企画運営に取り組むことが承認された。当日の会場運営は事務局中心に行うこととなった。

- (2) 令和 4（2022）年度『研究論集』について

担当理事から令和 4（2022）年度『研究論集』について説明があり、承認された。

- (3) 『日本通信教育学会報』通巻 60・61 号の企画（案）について

事務局から『日本通信教育学会報』通巻 60・61 号の企画（案）について説明があり、承認された。

## 会 員

WEB 版では省略いたします。

## 会員の声

### 出藍の誉

この度、本学会の会員様とご縁があって入会いたしました大学院生の中玲蘭と申します。通信教育に関する最新の実践・研究の動向を把握したく入会させていただきました。また、通信制高校にご勤務されている先生方とも交流を深めたく思います。

私の専攻は芸術科教育ですが、私自身が公立の通信制高校で学んでいた経験から、通信制高校における教科教育としての美術教育を研究しております。管見の限りではありますが、通信制高校における学術的な研究は、在籍する生徒の特徴から教育心理学や教育社会学の分野で隆興しています。その一方で、学校教育の大部分を占める教科教育の方法論や内容分析は未着手法が多く、知の蓄積が充分になされていないのではないかと感じております。美術教育は実技を扱うため、教師にとっても生徒にとっても多くの困難を抱えやすい教科です。その一方で、アートセラピーや対話型鑑賞のように、生徒が自身と向き合い、他者とのつながりを感じる機会を生み出せる教科でもあります。N 高等学校などの影響により、通信制高校がメインストリームへと移行する過渡期にある今、改めて通信制高校の教科教育の在り方を検討する必要があるのではないのでしょうか。主観ではありますが、アートは通信制高校に通う生徒にポジティブな影響をもたらすと確信しております。

これからは、学術的な側面から、あるいは芸術科教育という分野から、通信制高校のよりよい発展に貢献できればと考えております。そう思えたのも、通信制高校に在籍していたときに支えてくださった先生方の存在があってのことです。私の母校である栃木県立学悠館高等学校の校訓は「出藍」です。青は藍より出でて藍より青し。いつかこの言葉を体現し、恩師の方々が私を指導したことを誇れるように、これからも研鑽を積んでいく所存です。

(筑波大学大学院 教育学学位プログラム芸術科教育分野 博士前期課程 中 玲蘭)

### 通信制教育に期待するもの

私が、通信制大学で学び始めたのは約 15 年前である。それまで多くの職場で同僚たちとともに児童生徒に関わってきた。そこでは、多くの同僚が困難を抱え悩んでいた。特に、中堅以上の 40 代後半から 50 代にかけて顕著であった。

それは、「どうしてなのだろうか」と疑問に思う中一つ言えたことは、「社会や地域の変化、ライフスタイルの変化、保護者や子ども達の変化」などの急速な変化に対して教育現場における教師自身が対応できないということである。原因して、私たちが教員になるときに学んだことがすでに目の前の子どもたちの教育には通用しなくなっていることがあげられる。

教師は、創造的な仕事あるために、児童生徒の個性や実態に合わせて、分かりやすく、一人一人のニーズに合わせた教育方法を創造的に考える必要があり、幅広い知識と深い理解が欠かせない。

この実現のために、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指したのが「教員免許更新制」であった。

しかし、教員免許更新制も廃止に今年度より、新たな研修制度がスタートし教員自身の自主的な研修が求められてきている。

そこで、私は、「教師は目的意識を持った研修であれば自らの教師力を高めていくことが持続できるであろう。」と考え、さらに学びを通信制教育に求めたいと思っている。

通信制教育は学びの機会や学びの方法、講座も多種多様で、教師一人一人が教師力を高める条件がそろっている。通信制教育は、常に学び続けることのできる機会と場をこれからも発展的に提供して欲しいと願う。

(八洲学園大学リカレント研究センター リカレント研究員 浦田誠一)

「会員の声」を本誌に掲載します。掲載を希望する会員は、原稿（600～750 字程度、MS-Word で作成）を事務局（jade.office.1950@gmail.com）までお送りください。

## 通信教育の動向



## 全国高等学校通信制教育研究会

コロナ対応が緩和されたこともあり、6月に予定されております全通研京都大会は4年ぶりの対面実施で行います。WEB開催は参加しやすい反面、情報発信が中心で発表者と聴衆、また聴衆同士の情報交換は薄いと印象でした。中身の濃い情報交換ができることを望んでいます。同じように他の6地区の研究協議会も対面実施で行います。

また、法務省矯正局が始めている少年院入院者の修学支援についても大会でご説明いただき、事業の趣旨と意義を会員各校に理解いただき、全国に連携体制を広げてゆきたいと思っております。

この3月の通信制高校への入学志願者は増加傾向にあるようです。多様な進路に対応している学校の中には入選倍率が低い学校もありますが、そこでもさらに受験者数が減った所もあると聞いています。個々の進路目標は多岐にわたり、その達成に時間を使いたい生徒は、通学時間や座学で拘束される時間の節減を考え、進学を目指せば、受験に特化した科目の学習や問題演習に時間を割くことを望むわけです。通信制の学習形態はその欲求を満たすものでもあるとともに、加えてブラック校則への忌避から、「自由」の文言に誘われているのかもしれないかもしれません。ライフプランを設定し、その自己実現に向けて、自律して修学に励む、通信制教育の原点ともいえます。ただ、勤労青少年の学びの場から前述のセーフティネットの意義が加味されてきた経緯も忘れてはならないでしょう。

自己の意志で通信を希望した生徒に、高卒の資格を付与するとともに、人格の形成の一助になる教育活動を、これからも展開していきたいと思っております。  
(事務局長 小宮山英明)



## 公益財団法人 私立大学通信教育協会

本協会は、加盟校が協力して相互に情報を交換しながら、大学通信教育の周知普及と水準向上の事業を推進しています。現在、34大学・14大学院・9短期大学の計57校が加盟しています。

## (1) 公益事業：大学通信教育の周知普及・質的向上事業

大学通信教育の在り方を広く社会に伝え、入学希望者に情報を提供するために、本協会主催の事業として「秋期合同入学説明会」(8月、全国4会場)を開催する予定です。また令和6年1~2月には「春期合同入学説明会」(全国5都市、7日程)を開催する予定です。今春(令和5年)では入場制限を行い、約3,000名の方が来場されました。『大学通信教育ガイド(大学・短大編)』『大学通信教育ガイド(大学院編)』を配布し、また同説明会以外においても希望者には適宜配付しています。また、今年度はインターネットを中心とした広報にも一層の増強を行うこととし、YouTubeによる協会チャンネルの開設やWeb上のチェックボックスで、複数の入学案内書を選択できるシステムなどを導入します。

## (2) その他の事業：学習環境改善事業

大学職員的能力向上に資するため、10月5日、6日には、運営委員会主催による「大学通信教育職員研修会」を1泊2日で4年ぶりにリアルで開催いたします。講演とグループ討議を行い、活発な意見・情報交換が行われる予定です。  
(理事長 高橋陽一)



## 公益社団法人 日本通信教育振興協会

## ◎学習指導員登録者数 2,478名

通信教育や実社会で培った専門的知識や技能を社会に還元すべく、地域での生涯学習の支援者を養成する「学習指導員」認定制度は発足して18年が経過しました。これまでに認定登録された方々は、延べ2,478名になりました(2023年5月15日現在)。登録した専門分野も様々、庭園技能、ハーブ、ガーデニング、紅茶、パン作りなど46分野に及びます。それらの技能を生かし、生涯学習センターや公民館講座、カルチャーセンターの講師、またボランティアとして活動中です。最近の活動の様子は当協会のホームページで紹介しています。(http://www.jais.or.jp/wewe/index.html)

## ◎令和5年度生涯学習奨励賞表彰式開催予定

来る令和5年11月18日(土)、プラザエフ(東京都千代田区)にて第35回生涯学習奨励賞表彰式を開催する予定です。新型コロナウイルスの影響にて3年間、開催を中止しておりましたので4年ぶりの開催です。この表彰式は、当協会が認定する生涯学習奨励講座を特に優秀な成績で修了した者に対して、文部科学大臣賞、公益社団法人日本通信教育振興協会会長賞を授与するものです。

(事務局 友縄秀男)

## 日本通信教育学会編『日本通信教育学会 70 周年記念誌』

(日本通信教育学会, 2022 年)

人文・社会科学系〇学会〇周年記念の記録は何種類か目にしたことがある。ただし、ほとんどは当該学会誌所収の特集記事か、リーフレットの類だったように記憶する。それらと比べて、この一冊は全 273 頁に及ぶ本格的な単行本で、学会の力の入れ方が伝わってくる。1957 年に刊行された『日本の通信教育十年の回顧と展望』から 65 年ぶりの記念誌であり、この間の通信教育をめぐる激動ぶりを踏まえ、単なる学会活動の振り返りに止まらない総合的な編集が特徴的である。全Ⅲ部から成り、Ⅰ通信教育の歴史、Ⅱ多様な視点からの通信教育研究の基本的論点、Ⅲコロナ禍に対峙するオンライン教育への提言、さらにコラムが添えられ、全編の随所で通信教育学会の成果と課題について考察している。

Ⅰ部：通信教育学会の歩みは、高校通信・大学通信・社会通信と幅広い領域に及ぶ通信教育全体の歴史と表裏一体であることに改めて気づく。しかも通信教育の歴史は、法制度の変化の荒波を受けてきた点もあぶり出された。ただ、通信教育に関する法制度の変化は、進学率や不登校、学びに関する社会の意識変化など、学校や生徒、社会全体の時代変化の反映であり、その反映の側面の分析こそ重要であろう。

Ⅱ部：本記念誌で多くの頁が割かれたⅡ部は、Ⅰ部で浮き彫りにされた諸領域の諸変化に応じる通信教育の新たな姿を解明する論考群である。それらをまとめると、これまで自明とされた学校教育の定型を通信教育の方法の観点から構築し直そうとする挑戦的議論である。教師と生徒が対面により同時間・同空間において双方向の交流により成立する学習は、決して絶対的な形態ではなく、通信教育が示す別の形態を措定してよい。しかも、その別の形態こそが、今や伝統的な定型を乗り越えようとしている、との主張である。

Ⅲ部：計画した刊行年度を延ばしてまで急遽挿入した、コロナ禍に対峙する「通信教育からの提言(2020年4月～7月)」である。自由な考察が展開されているが、Ⅱ部

で提起された「自明とされた学校教育の定型を通信教育の方法の観点から構築し直す」論調が、コロナ禍のもとで、いっそう強化されたと言える。

また、4本のコラムからは、直ぐに取組めるような研究テーマが導き出される。①オンライン学習の効果を学際的に検証する実証的調査、②遠隔教育の本質的な存在意義、③セーフティネットとしての通信制高校、④インターネット活用の生涯学習。

以上の内容紹介をまとめるうち、浮かび上がる筆者なりの研究課題を付言しておきたい。

今から 30 年近く前の 1996 年、筆者が英国オープンユニバーシティに滞在したとき、スーパーバイザーの教授に質問した。「なぜオープンという名称にしたのか。日本にも放送大学があって、英語名称はユニバーシティ・オブ・ジ・エアなのだが(当時)」と。これに対して教授は応えた。「英国でも最初は教育方法である放送メディアを指すエアと呼ぶ計画だった。しかし、あえてオープンとしたのは英国で伝統的な大学であるオックスブリッジに対抗し、女性・黒人・障がい者などにも広く門戸を開く大学を創るという理念を掲げたからだ」と。その後帰国してから、中国の留学生が「中国遠隔高等教育の効果」をテーマに博士論文の作成を援助する機会を得たこともあり、「Open」と「Distance」を総合的に捉え直す観点から、個の「学び」について検討する教育「原理」を考え始めた。

中国農村のような遠隔地の人々、恵まれない社会階層の人々、何らかの理由で学校を休んで(中退して)いる人々へ、教育機会を提供することが広い意味での通信教育の「原理」となる。印刷教材・放送・オンラインという各種メディアを活用する教育「方法」もさることながら、そのグローバルで奥深い「原理」こそ重要な課題として探究すべきであろう。

今津孝次郎(名古屋大学名誉教授)

## 日本通信教育学会報 通巻 60 号

発行日 2023 年 6 月 30 日

発行所 日本通信教育学会事務局

〒231-0021 神奈川県横浜市市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター5 階 星槎大学大学院内

E-mail: jade.office.1950@gmail.com